

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成21年6月26日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	杉 浦 光 男	議員
7番	平 野 龍 司	議員	8番	山 田 英 明	議員
9番	石 橋 敏 明	議員	10番	平 野 敬 祐	議員
11番	村 山 金 敏	議員	12番	安 井 明	議員
13番	松 山 廣 見	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	21番	坂 下 勝 保	議員
22番	前 山 美 恵 子	議員			

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳代志 君
兼高齢者福祉課長		兼保険年金課長	
経済建設部次長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
兼都市計画課長			
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

5. 議事日程

(1) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 議案第 47 号 豊明市税条例等の一部改正について
- 議案第 48 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 議案第 49 号 愛日地方教育事務協議会規約の一部改正について
- 議案第 50 号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について
- 議案第 51 号 尾張農業共済事務組合規約の一部変更について
- 議案第 52 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

(2) 議会閉会中における各常任委員会の継続調査について

(3) 意見書案第1号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書

意見書案第2号 義務教育施設に関わる費用の地方負担の軽減を求める意見書

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第2号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第47号から議案第52号までの6議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果をご報告させていただきます。

去る6月17日午前10時より、総務文教常任委員会委員全員と市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、議案に従い審査経過をご報告させていただきます。

初めに、議案第47号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、第45条について、国からは特に報告はなく、準則により改正いたしました。

年金所得者以外は改正しないと聞いております。

長期優良住宅について、今回の長期優良措置は、優良な生活促進に対して税制として優遇するものです。

住宅ローン特別控除の対象者は、20年度約950人、21年度は5月30日現在で約830

人です。

金額は、20年度が約5,500万円、21年度が5月31日現在で約4,700万円です。

住宅ローンの引ききれなかった部分は、減税補てん債で国から確実に入ってきますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、住宅ローンは市の損失がないように国から補てんしてもらおうので評価したい。長期優良住宅はお金持ちが得する制度で、一般庶民的でないと思い、余り褒められない。全体として賛成しかねるとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第47号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 愛日地方教育事務協議会規約の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第49号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 平成21年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

順次理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、「あいち・出会いと体験の道場推進事業委託料」の職場体験は、製造業、卸小売業、医療機関、飲食店、美容院、保育園、市役所、消防署など、全部で80ないし90カ所の受け入れ先があります。

学校評価は、各学校の教育目標に対し、各学校ごとに短期的な重点目標を決め、評価の進め方の情報交換はあるが、内容は各学校で決めることになっています。

とよあけマラソン実行委員会からは、過去20回分の繰越金で、全額寄附金です。

道路特定財源が一般財源化され、それに伴って地方自治法施行規則が改正されたために、地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に変更されましたなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、教育関係の委託について、学校現場は非常に忙しいと聞く。大変な中で割り振られてくるのはご苦労と感じる。

学校評価にどれほどの効果があるのか、いかによくするか、よい方向に結びつけるよう努力されたい。

とよあけマラソン実行委員会の努力でためられた寄附金である。有効活用されたいなどを要望して、賛成とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第52号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案の

とおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果について報告いたします。

去る6月18日午前10時より、厚生常任委員全員と市長並びに関係職員の出席のもと、委員会を開催し、2案件とも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第50号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第50号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 平成21年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、成人病診断等委託料についての周知方法は、当初の案内のみです。1,000人が受診することを見込んで19%程度の受診率を予定し、平成19年度900人で、これを加味して1,000人。受託事業収入は、1件当たり8,000円で計上しましたなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、成人病診断等委託料について、国の方針転換であり、周知方法について最善の努力をお願いする。

消耗品費100万円増について、秋以降のことを考えて万全の体制を整えていただくことを要望しての賛成討論。

次に、後期高齢者は昨年健診を受けたくても受けられなかった。クレアチニン検査の項目を追加したが、内容を充実してほしい。他県でも助成するところもあるので、広域連合から県に対してお願いしてほしいと、つけ加えての賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第52号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案審査の内容と結果についての報告を終わります。

No.8 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.9 ○経済建設常任委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、経済建設常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る6月19日午前10時より、経済建設常任委員全員と市長以下関係職員出席のもと、委員会を開催し、付託されました全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第48号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な答弁としては、地区計画は6カ所目です。勅使台を参考にしました。

地元住民にも説明会を開催して、6メートル道路を30センチ拡幅するよう、市より要望した。

愛知県や公安にも相談して、開発していく中で問題点が発生すれば、行政指導していきます。

地元の間米区、西区、前後区に説明をしてきました。

市としては、敷地面積の最低限度を200平方メートル以上にするよう、優良住宅地として開発するよう、汚水を流域下水道に接続するよう要望いたしました。

地区計画は都市計画決定であり、地区計画に従って建築確認を出すこととなります等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

業者の申請どおり許可することのないよう、道路を増やせば、住宅戸数が減ってしまうとがありありとしている。建物の規制だけではなく、道路計画もしっかり吟味してほしい。このような開発計画は、取付道路もしっかり整備して、安心して住むことができる計画にしてほしいという要望を添えて賛成する。

また、今回の開発は業者による開発であるが、勅使台並みの厳しい規制がかかっている。近隣住民の意見も十分に聞き、新たにつくられる公園も、防災型の機能を持った公園にしていだけるよう要望して賛成する等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 48 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 51 号 尾張農業共済事務組合同規約の一部変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

答弁としては、19 市町が 18 市町に変更になり、27 人が 26 人になるという内訳は、一宮市、稲沢市が各 5 人、その他の市町は各 1 人ですという答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 51 号 尾張農業共済事務組合同規約の一部変更については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済建設常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.10 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.11 ○議長(坂下勝保議員)

以上で、委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 47 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、榊原杏子議員。

No.12 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 47 号 市税条例等の一部改正について反対の討論をいたします。

国の税制改正は、ここ何年もの間、さまざまな控除廃止など、国民に負担を強いる増税路線の内容が多かったものの、さすがに今年度は経済情勢の悪化を受け、そしてまた選挙を控えて減税路線を強く打ち出した内容となりました。

しかしながら、全体としては、特定の層にしか恩恵のないものや、効果が不透明なものも多く、これまでの不公平税制の是正という観点からは、不十分なばかりか、逆行するものも見られるありさまです。

今回の市の条例改正に含まれる中では、証券税制の軽減、延長に関するものが最も問題であります。今や、株式投資をするのは必ずしも資産家だけではないとはいえ、分離課税である以上、収入が多い人ほど得をする仕組みであることにかわりはなく、また株式の譲渡益や配当所得だけを優遇することは、税の公平性に反しています。

かねてより、せめて本来の税率である 20%に直ちに直すべきだと主張をしてきましたが、昨年の改正で一たんは軽減税率を廃止したものを、また今年ひっくり返して継続するという今回の措置は、到底納得のいくものではありません。

さらに、住宅ローン減税、土地等の長期譲渡所得の特別控除、長期優良住宅新築への特別措置などをまとめて、過去最大の住宅税制と盛んに宣伝をされていますが、住宅ローン減税はともかく、土地、長期優良住宅に関しては、大手の不動産会社や設計会社、ハウスメーカーだけが恩恵を受け、中小がますます淘汰されるのではないかと、業界内からも心配する声が上がっています。

また、長持ちする家を推奨することは時代に合った考えではありますが、今は生活苦から持ち家を手放す人が急増しているような状況なのですから、こちらの手当てが当然優先されるべきではないでしょうか。

車や家電の騒ぎを見ていると、とりあえず特定業界の要望にこたえることで頭がいっぱいで、肝心の消費者の生活に目が向いていないのではないかと思うことがしばしばです。

雇用や社会保障の不安を取り去り、個人個人の生活を安定させなければ、せつかくの減税策も真に消費喚起につながるものとはなりません。

このようにちぐはぐな感のある税制改正そのものに賛同をしておりませんので、条例改正には反対の立場をとりますが、それに加えて、最近国の方針変更でたびたび自治体が振り回されているさまにも腹立たしさを覚えています。

今回の条例改正の中でも、昨年通ってしまった年金からの住民税天引きに関する部分では、年金以外の所得も合算して特別徴収も可能となっていたものが削られたこと。証券税制では、昨年 20%に戻して経過措置で 10%としていたものを、10%に改めて継続することになったことなど、変更次ぐ変更で条例文も大変に複雑な改正が必要になってしまい、全市町村でこういう煩雑な事務を急いでこなしているのですから、何ともばかばかしい手間に思えます。

それでいて国は、こうした変更に伴うシステム変更などの地方の財政負担にはほとんどおかまいなしですから、なおさらです。

そもそも税制改正関係は、一部専決で処理をしなければならないような急なスケジュールで行われてきたことも大問題であり、地方は国に対してこれらのことに迷惑しているという意思表示をして、改善を強く迫るべきだと感じています。一自治体としても、敢然と声を上げていただきたいと要望しておきます。

以上です。

No.13 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、一色美智子議員。

No.14 ○4番(一色美智子議員)

議案第 47 号 豊明市税条例等の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

今回の市税条例等の一部改正は、個人住民税における住宅ローン控除の創設や、長期優良住宅にかかわる固定資産税の軽減措置など、市民生活に密接にかかわるものであります。

まず、個人住民税における住宅ローン控除の創設は、昨年の秋より、世界の金融市場が 100 年に一度と言われる混乱に陥っていることを踏まえて、景気対策の一環として住宅投資を活性化するという観点から、住宅ローン控除額の最大控除額を引き上げるとともに、中低所得者層に実質的な負担の軽減効果が及ぶように、住民税においても減税が図られました。

また、ローン控除の適用については、市町村への申告不要の制度が導入されることが予定されており、まさに景気対策に貢献するものと考えております。

また、金融証券税制の配当、譲渡益に対する軽減税率の延長の改正は、現在の経済情勢の中で、金融資本市場の安定化というものが大きな課題となっており、生活対策の中で金融経済の安定強化を図るために、個人投資家の方が投資しやすい環境整備をするための改正であり、これも景気対策に貢献されるものと思います。

さらに、地球温暖化を始めとする環境問題への対応として、住宅を建てては壊すから、手入れをして長く使うへと、住宅の長寿化を目指す長期優良住宅制度は、建てかえによる建築資材が発生しないため、資材の節約にもなり、環境負荷が少なく、社会的な意義ある制度であります。このように、長期にわたって住んでいけるような住宅を促進するために、税制度で支援する必要があると思います。

今回の改正の固定資産税の軽減措置は、まさに時代に合った改正であります。

よって、この市税条例等の一部改正は、時代に適応した改正であるため、賛成といたします。

No.15 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.16 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 47 号 豊明市税条例等の一部改正について反対の討論をいたします。

昨年秋以降、日本経済はかつて経験したことのない勢いで悪化していますが、これにこたえるとして、麻生内閣は国と地方を合わせて1兆円以上の減税と税制改正を打ち出して

おり、その中身が大企業や大資産家優遇であり、その性格を如実にあらわしているのが証券優遇税制だと言われております。

現行の証券税制で、上場株式等譲渡益、配当に対する税金は、税率が10%に軽減をされていますが、もともと譲渡益については2002年までは本則26%でしたが、2003年に自公政権が20%に優遇した上、2003年から2007年までこれを10%にし、2007年で期限をさらに1年延長しました。

配当についても、本来20%の税率が、2003年から2007年度まで10%に優遇し、同様に2008年末まで延長し、ようやく昨年末に廃止することが決まっていたのですが、それをひっくり返してしまいました。

さて、2006年の国税庁の統計によりますと、この税制で大きな恩恵を受けているのが申告所得100億円を超える大金持ち10人に対して、この減税総額が183億円にもなると言います。大金持ち優遇のかたわら、庶民には逆進性の強い消費税増税が用意されているわけですから、不公平と言わざるを得ません。

また、土地等の長期譲渡所得にかかる特別控除も、2009年1月1日から2年間の間に取得した土地を、所有期間5年を超えて売却した場合、その譲渡益から1,000万円の特別控除が受けられることとなりますが、その恩恵を受けるのはほとんどが資産家でしかありません。

次に、住宅ローン減税は今回の目玉商品と言われておりますが、今回減税幅の拡大に伴い、所得税から控除額を引ききれなかった分は住民税から控除する仕組みを設けましたが、限度額が設けられたことにより、中低所得者には減税額が小幅になり、ここでも高所得者に厚い減税といえましょう。

以上をもって、この条例改正については反対の討論といたします。

No.17 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第47号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第48号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

一色美智子議員。

No.19 ○4番(一色美智子議員)

議案第 48 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、都市計画法等の改正に伴い、市街化調整区域内地区計画ガイドラインにおける都市計画提案制度で、市が定める地区計画により、快適な居住地域の形成に向けた市街地整備、住環境整備の推進をするために、地区施設の整備方針である建物配置や、規模、建築するときのルールなどを制限する条例に、新たに一地区を加える内容であります。

県下ではモデルケースとされている事業でもあり、平成 22 年度の都市計画区域区分の見直し方針では、市街化区域に編入する計画であるとお聞きしております。

今後、事業を進めるのは民間事業者でもあり、適正な事務を進める上で近隣住民等の意見を尊重し、行政の指導をしっかりといただくことを要望し、また豊明市の人口が増えることを願い、賛成討論といたします。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 48 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.21 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 49 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 49 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 50 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 50 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.23 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 51 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 51 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 52 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

No.25 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 52 号 平成 21 年度一般会計補正予算について討論いたします。

今議会に提出されました補正予算額は 1,600 万円余で、おおむね必要な事業への補正だと判断し、賛成といたします。

しかし、2点指摘しておきたいと思います。

1点目は、成人病診断等委託料 700 万円余の増額についてです。

健康診断の中で後期高齢者に対しましては、後期高齢者医療制度開始当初より、国は生活習慣病で通院中の高齢者の方を生活習慣病健診の対象から外しておりました。

しかし、今年度より方針を変更し、だれでも希望すれば受けられることができるようになり、今回の補正におきまして、健診の対象者を 300 人から 1,000 人に増やすための補正 650 万円と、介護予備軍を選別するための生活機能チェックの受診者を 50 人から 250 人に増やすための補正予算 60 万円を、それぞれ増額するものであります。

近隣自治体の昨年のこの健診受診率を見てまいりますと、長久手町が 60%、日進市が 33.1%、東郷町が 20.3%、そして本市は 4%と、極端に低くなっておりました。

本年度のこのたびの補正後の 1,000 人全員が受診したとしても、19%弱に過ぎず、後期高齢者広域連合の目標としている 30%と比較しても大きな開きがあります。

長久手町や日進市の高い受診率は、昨年も健診対象に制限を加えず、希望者はだれでも受診できるようにしていたことによるもので、昨年 8.6%だった尾張旭市は、今年度は制度改正に伴い、43%と目標値を大きく上げています。

近隣自治体は、後期高齢者の生活習慣病の早期発見と予防に力を入れている一方、本市の努力不足が浮き彫りになったといえます。周知方法を再検討し、高齢者の健康への意欲増進に努めるよう求めておきます。

もう一つは、健診の契約単価の問題です。

本市の1件当たりの健診単価は9,240円で、広域連合の上限単価は7,980円ですから、本市は1,260円も高く、1,000人分ですと126万円が差額として出て、一般会計からの繰り入れに頼るような状態になっています。

日進市も東郷町も広域連合の単価以内に抑えているため、市の負担は一切ありません。

また、生活習慣病と介護予備軍を選別するための生活機能チェックを同時に受ける方の健診の費用は、介護保険と分けて支払うため、その場合の生活習慣病の本市の健診単価は3,234円となります。そして、介護保険の負担は8,358円でした。

同時健診の広域連合の生活習慣病の単価は5,120円ですから、本市のほうが1,886円も高いため、こちらはもらえるはずのお金が広域連合からもらえず、介護保険に不要な負担がかかっていることがわかりました。

日進市や東郷町においては、こちらも広域連合の単価に近い金額になっていました。

本市は、財政難といいながら、なぜわざわざ市が損をするような契約をしていたのか、「本市の財布が痛むわけじゃないから委託先の言うとおりでいいや」、そんな気持ちがあったのではないのでしょうか。次年度の契約の際には、しっかり交渉するよう要望しておきます。

また、医療機関による個別健診だけでなく、他の自治体が行っているように、安価で済む集団健診との併用も検討すべきではないかと思います。

もう一つは、教育振興事業費332万円の補正増についてです。

この補正には4つの委託事業がありますが、本市が希望したのは職業体験事業のみ。ほかの3事業は、県から研究指定校としていや応なしに割り振られたものと聞きました。

学校現場の忙しさは今さら言うまでもなく、研究指定校ともなれば教師の負担も増えます。望まない委託事業260万円は、例えば補助教員1人分の額に相当します。このお金が学校が希望する自由な事業に使えればいいなと思ってしまいます。

今回の委託事業は、「100%が県のお金だからこんなものでもいいや、仕方がないわ」ではなく、県に現場の実情を伝え、改善できるところは改善するよう求めていくことが必要だと思います。

以上、さまざま要望を加えまして、賛成の討論といたします。

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.27 ○2番(近藤郁子議員)

議案第52号 平成21年度豊明市一般会計補正予算(第3号)につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

まず、保健衛生費の中の予防費の成人病診断等委託料について、後期高齢者医療広

域連合受託事業収入も、設定金額の差により市の負担が1件につき16%強生ずることや、集団健診と医療機関での健診を比較すると、診療点数により経費の違いも大きいですが、健診を受けることでみずからの健康づくりに発展することを目的にし、そのために後期高齢者の健診受診者数の増加を図った今回のかかりつけ医療機関での健診事業に対して、目的どおりの効果が出ることを期待したいと思います。

ただし、ここ数年、試行錯誤というのか、健診のあり方、方針が変更されているため、市民、特に後期高齢者への周知方法は工夫していただき、より多くの受診をいただけるよう努力していただきたいと思います。

続いて、休日診療所運営費の新型インフルエンザ対策に係る消耗品購入について、今年後半にさらに感染者が増加するとされる中、休日診療所の役割は大きなものになりますので、できる限りの備えをしていただきたいと思います。

同様に、常備消防費に関しても、新型インフルエンザの対策に対して、常に情報収集され、市民の安心・安全に備えていただくよう努めていただきたいと思います。

次に、教育振興費の4つの委託事業について、市内のほとんどの小中学校が何がしかの委託対象になっていますが、年度当初から始まった事業でないため、それぞれ生徒児童はもとより、先生方の負担になることがなく、有意義な事業になることを願っています。

保健体育費、スポーツ振興事業費の備品購入費については、昨年より中止になったとよあけマラソン事業の過去20年の繰越金により購入するものであり、一般市民に貸し出しするものとのことですから、その周知は広報やホームページに掲載する、体育館等にも貼り紙をするなど、多くの市民に使用してもらえるような工夫をぜひ行っていただきたいと思います。

老若男女の多くの市民が参加し、市外のランナーにも愛され、参加いただいていた大会でもありましたし、多くの市民ボランティアの力で運営されていたことをかんがみると、その繰越金がまた市民に直接還元されることは評価したいと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.29 ○22番(前山美恵子議員)

議案第52号 一般会計補正予算について賛成の討論をいたします。

後期高齢者の健診が通院や入院中でも受診できるように予算が組まれました。

昨年の4月から始まった後期高齢者医療制度で、75歳以上の人の健診は豊明市が行うのではなく、愛知県の後期高齢者広域連合が行うことになり、その広域連合から市が委託を受けて健診を行っているのですが、その受診率がわずか約4%という非常に低い数字にとどまっており、その低さの原因が、後期高齢者医療の対象者は生活習慣病として、高

血圧、糖尿病、脂質異常症、脳梗塞、脳出血、心臓病、動脈硬化のすべてで通院、入院していない人と限定されていまして、ほとんどの人が受診を受けられませんでした。

この問題を2月13日の広域連合議会で我が党の市議、田口議員が取り上げて、希望者に実施するという方針で、県内の市町村に実施を委託するとの答弁を引き出し、実現にこぎつけました。

健診項目については、市独自で血清クレアチニンも予算化されたことは評価をしたいと思います。

今後はさらにこれを拡充して、心電図、眼底検査等もつけ加えていただくことと、さらに財源についても保険料から充てるのではなく、県費からの補助金にするよう働きかけを求め、同時に周知徹底を求めておきます。

以上で賛成討論といたします。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.31 ○6番(杉浦光男議員)

黎明を代表して、豊明市一般会計補正予算について賛成の討論をいたします。

特に、教育費の問題について意見を申し上げたいと思います。

その中で、学校評価の問題ですけれども、20年度委嘱を受けて研究、実践をしてきたわけですが、1年でははっきり言ってどうにもなりません。ですので、私はこれは2年やるといいなと思っていたのですが、今年この補正で組まれましたのでありがたく思っております。

学校評価と申しますと、だれが何を評価するかということですが、まず今やっているのは自己評価ということで、教員と保護者がある意味では一体となって、5校それぞれの学校のその年度における教育の目標について、達成できるかできぬかということの評価するわけです。

保護者と教師が一緒になってやる、これは自己評価といいますけれども、この自己評価といっても、いろいろな評価項目とか、それから保護者と教師の共通理解、理解度の違いとか、そういう問題によって多々課題は出てくるわけです。

例えば私、評価項目を自分なりに極めて簡単に立ててみました。知、徳、体、食育。

私が一般質問でもよく申し上げた知育、楽しんで学校へ行き、意欲的に学習することができる。

徳育、あいさつがしっかりできる。

体育、朝晩歯磨きをしっかりと、一生丈夫な歯を保つことができる。

食育、好き嫌いなく何でも食べることができる。

こういう簡単な評価項目を立ててみましたが、私が今ここに立てましたように、親と教師

が共通認識できやすい項目を立てていただきたい。そして、中心には子どもがいるわけですので、子どもが意欲を持って取り組み、目標を達成することができる評価項目でありたい。

それから、逆の面から言いますと、極めて個人的な、恣意的な主観の入りやすい項目はだめです。信頼性が揺らぎます。

そこで課題として、本当に子どもが意欲を持って取り組むことのできる項目を立てて、そして子どもの成長につなげていただきたい。できることは次の意欲へつながる。意欲は次のまた課題へ挑戦する。そのことは子どもの幸せにつながります。

それから、到達度を数字であらわしたときに、一番ここが問題ですが、クラス間とか、あるいは学校間、A校・B校、A担任・B担任、こういう格差が出ます。この格差の処理を、下位にきたほうは非難する、上位にきたほうは有頂天になって威張る、こういうのはだめです。

学校全体として、もっと広く言えば豊明市の教育、豊明市の子どものために正しく分析し、本当に子どもの幸せのためになるような学校評価、分析をしていただきたいというふうに思います。

そういうふうにやっていると信じておりますけれども、あえてここで強調をしておきます。成果を共有し、本当に豊明市の子どものためになるように、プラス思考、全体で高めていくという姿勢を持ち続けていただきたいと思います。

特に、教育長によろしく願いをしておきます。

以上です。

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

山盛左千江議員。

No.33 ○15番(山盛左千江議員)

すみません。先ほどの私の討論の中で、生活習慣病と介護予備軍を見つけるための生活機能チェックを同時に受けた場合の単価について、市が 3,234 円、広域連合が 5,120 円、本市のほうが 1,886 円安いのですが、誤って高いというふうに発言したかと思えます。

本市がそれだけ損をしているということですので、訂正をお願いいたしたいと思えます。すみません、お願いします。

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 52 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.35 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は各委員長報告のとおり可決されました。

以上で、日程1を終わります。

日程2、議会閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題といたします。

豊明市議会会議規則第 104 条の規定により、各常任委員長より議会閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、各常任委員長からの申し出による議会閉会中における各常任委員会の継続調査事項について、平成 22 年5月まで議会閉会中もこれを調査、研究することを許可いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました調査事項について、平成 22 年5月まで議会閉会中もこれを調査、研究することに決しました。

以上で、日程2を終わります。

日程3、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明を願います。

No.37 ○18番(堀田勝司議員)

議長のご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました意見書案第1号及び第2号の提案理由の説明を申し上げます。

豊明市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、提出をいたすものでございます。

それぞれ朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、意見書案第1号を朗読いたします。

第1号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書。

豊明市は、平成 14 年に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、地震対策緊急整備事業計画に基づき、地震防災対策の推進に全力で取り組んでいるところである。

この計画は平成 21 年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき

必要最小限の事業を策定していることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、避難地の整備、各種防災資機材の整備等をより一層推進する必要が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、本市議会は国に対し、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震財特法(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 26 日

提出先 内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
消防庁長官
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣 (防災) 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

続きまして、意見書案第2号を朗読いたします。

第2号 義務教育施設に関わる費用の地方負担の軽減を求める意見書。

百年に一度といわれる未曾有の経済危機による国家の財政は非常に厳しい状態である。

当然のことながら、豊明市にも大きく影響し、無駄・ムラをなくし職員数の削減や、事業の見直しなどの努力をしても、本年度の市税収入は見込みで前年度比約3億 3,000 万円の減収となり、本市において近々の課題となっている公共施設の耐震化工事の進捗に大きく影を落としている。

特に、学校施設への耐震化工事は、児童・生徒の安全な教育現場の提供をするためにも早急に行う必要がある。

よって、本市議会は国に対し、義務教育施設用地内の国有地の無償払い下げの制度化や恒久的無償貸し付け制度の創設を含め、地方公共団体の負担軽減について、特段の

配慮をされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

提出先 内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

以上であります。

この2件の意見書案につきましては、会派会議においてご協議をいただき、ここに提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、意見書案第1号及び第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

以上で終わります。

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件はいずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第1号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.39 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第2号について討論のある方は挙手を願います。

矢野清実議員。

No.41 ○19番(矢野清實議員)

賛成の立場から討論を行います。

義務教育は、将来国を背負う子どもたちに平等に、そして公平に国の責任で行う教育であります。国の重要な主要事業でもあり、地方はその教育の実施主体であります。

まさに言いかえれば、国の移管事業そのものであり、その負担を地方に押しつけるべきではないと、私は思っております。

しかし、平成3年の日本のバブル崩壊後、国の税収が大きく落ち込んで、財政難が表面化した中で、財源確保対策として、取りやすいところから取るという法律を改正して、従来は無料であった施設の用地代金を平成5年4月から各自治体の教育施設用地の有料化ということに踏み込んだものであり、本来なら、この意見書にも書いてありますように、無償貸与あるいは無償払い下げが妥当であるというふうに考えておりますので、ぜひ皆様のご賛同をいただきたいと思っております。

以上です。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.44 ○市長(相羽英勝君)

平成21年第2回の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案をさせていただきました全案件とも可決、ご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびの一般質問では、市政クラブの平野龍司議員より、来年度は今年以上に税収が落ち込み、さらに厳しい財政状況が予測される。したがって、22年度の予算編成におきましては、引き続き徹底した行財政改革に加え、財源の確保の一つとして、土地開発基金の有効活用についての示唆に富んだご提言をいただき、まことにありがとうございます。

今後の財政状況を十分把握しながら、議員の皆様方のご理解を賜り、適時適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

また、ご承知のとおり、国会では間もなく衆議院議員の選挙が行われます。この選挙は政権を掛け戦われる選挙でありまして、その選挙の結果が大いに注目されております。この夏は大変熱い夏になりそうであります。

一方、市内におきましては、来月中旬より、それぞれの地域の趣向を凝らした夏まつりや盆踊り大会等々が盛大に開催される予定になっております。世の中、大変厳しい社会、経済環境の中ではありますが、地域の皆様が結束をして親睦を深め、安全と安心のまちづくりの起爆剤になることを願っているところであります。

終わりとなりますけれども、間もなく入梅も明け、本格的な夏を迎え、大変暑い日が続いてまいります。議員各位におかれましては、お体に十分ご留意をいただきまして、ますますご活躍とご健勝を祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.45 ○議長(坂下勝保議員)

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成 21 年豊明市議会第 2 回定例会を閉会といたします。

午前11時7分閉会

